

吹田市

障がい者 支援プラン

第7期吹田市障がい福祉計画
第3期吹田市障がい児福祉計画

令和6年(2024年)3月
吹田市

* 「障がい」のひらがな表記について

表記の問題そのものは障がい福祉施策において本質的なことではないという意見もありますが、「害」の字の印象の悪さ、マイナス的なイメージにより、差別感や不快を感じる方や障がい者団体が少しでもおられるのであれば、その気持ちを尊重するという趣旨から、本市においては、平成21年（2009年）2月1日以降、新たに市が作成する文書等において「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがな表記としています。

ただし、法令や条例等の名称に「障害」と規定されている場合は、漢字を用いています。

< 目 次 >

第1章 吹田市障がい者支援プラン (第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画)の概要	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	4
(1) 計画の位置づけと期間	4
(2) 他計画との関係性	5
(3) 計画の基本的な考え方	6
3 計画の策定体制等	7
(1) 計画策定のための審議会	7
(2) 当事者等からのアンケート及び意見聴取等	7
第2章 障がい者を取り巻く状況	9
1 人口及び障がい者数の推移	10
(1) 人口の推移	10
(2) 障がい者の状況	11
2 障がい福祉施策に関わる市民の意識	17
(1) 第7期障がい福祉計画の策定に向けたアンケート	17
(2) 第3期障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート	27
(3) 障がい当事者等からの意見聴取	34
3 前計画の実施状況	38
(1) 第6期障がい福祉計画の成果目標の進捗と主な取組	38
(2) 第2期障がい児福祉計画の成果目標の進捗と主な取組	43
第3章 第7期吹田市障がい福祉計画	47
1 計画の策定にあたって	48
(1) 成果目標	48
(2) 障がい福祉サービス等の見込量及びその確保策	48
(3) 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組	48
2 成果目標	53
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	53
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	55
(3) 地域生活支援の充実	58
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	60
(5) 相談支援体制の充実・強化等	63
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	66
3 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策	69
(1) 障がい福祉サービス及び相談支援サービス	70
(2) 地域生活支援事業	81
4 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組	94

(1) 障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進	94
(2) 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	94
(3) 障がい者に対する虐待の防止	95
(4) 事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実	95
(5) 障がい福祉人材の確保、定着及び養成	96

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画 99

1 基本的な考え方	100
(1) 地域支援体制の構築	100
(2) 保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	101
(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	101
(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備	102
(5) 障がい児相談支援の提供体制の確保	102
2 成果目標	103
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等	103
(2) 相談支援体制の充実・強化	110
(3) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	111
3 障がい児支援の利用見込みとその確保策	113
(1) 障がい児通所支援等	113
(2) 地域生活支援事業	116
(3) 子ども・子育て支援等	117

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて 119

1 実施体制と進行管理	120
(1) 実施体制	120
(2) 進行管理	120

資料 121

吹田市障がい者支援プラン（第7期吹田市障がい福祉計画及び 第3期吹田市障がい児福祉計画）策定経過	122
用語の解説	131

(コラム)

ヘルプマークって？	8
すいぱんのお話	46
“障がい者相談支援センター”って？	68
“地域活動支援センター”って？	93
障がい福祉のしごと	97
合理的配慮って？	98